令和3年度 あさぎり町議会第5回会議会議録(第16号		
招 集 年 月 日 令和4年1月18日		
招集の場所 あさぎり町議会議場		
開閉会日時開議 令和4年1月18日午前11時00分 議長 徳永	正道	
及 び 宣 告 散 会 令和4年1月18日 午前11時37分 議 長 徳 永	正道	
議席番号 氏名 出欠等 議席の別番号 氏名	出欠等 の 別	
及び出席並びに 1 小谷節雄 ○ 8 山口和幸	0	
欠的品牌並びに 2 岩本恭典 ○ 9 永井英治	0	
出席 14名 3 難波文美 ○ 10 皆越でる子	0	
欠 席 0名 4 加賀山 瑞津子 ○ 11 小見田 和行	0	
○ 出席 △ 欠席 5 橋 本 誠 ○ 12 溝 □ 峰 男	0	
× 不 応 招 6 小 出 高 明 ○ 13 森 岡 勉	0	
7 豊永喜一 ○ 14 徳永正道	0	
議事録署名議員 9番 永 井 英 治 10番 皆 越 てる子		
出席した議会書記 事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 丸 山 修 一		
職 名 氏 名 出欠等	出欠等 の 別	
町長尾鷹一範○教育長米良隆力		
地方自治法第121 総務課長 山 内 悟 〇 教育課長 出 田 方		
条により説明のた		
め出席した者の職 財政課長 田 中 伸 明 〇 氏名		
出席 ○ 生活福祉		
欠席 × 農林振興		
	+	
議 事 日 程 別紙のとおり		

議事日程(第16号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第38号 あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第39号 上小学校屋根改修工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第40号 あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第 5 議案第41号 令和3年度あさぎり町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第 6 議案第42号 あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第38号 あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第39号 上小学校屋根改修工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第40号 あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第 5 議案第41号 令和3年度あさぎり町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第 6 議案第42号 あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者の指定について

午前11時00分 開 会

- ●議会事務局長(山本 祐二君) 御起立ください。礼。御着席ください。
- ◎議長(徳永 正道君) ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、令和3年度あさぎり町議会第5回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 議事録署名議員の指名

◎議長(徳永 正道君) 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。本会議の議事録会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、9番、永井英治議員。10番、皆越てる子議員を指名します。

日程第2 議案第38号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第2、議案第38号、あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) おはようございます。議案第38号あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例 の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。深田地区体育館を教育財産から用途廃止とした ため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会 の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の 上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 出田教育課長。
- ●教育課長(出田 茂君) 議案第38号、あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。旧深田中学校の深田地区体育館は利用者が少なく、近くに類似施設の深田高山運動公園体育館があるため、深田地区体育館を教育財産としての用途を廃止したため、あさぎり町運動公園条例の一部を改正するものでございます。新旧対照にて御説明申し上げます。第2表の表中の現行最下段、旧深田中学

校体育館施設体育施設深田地区体育館を削除するものでございます。また、附則として、この条例は公布の 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- **◎議長(徳永 正道君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。日程第3 議案第39号

- **◎議長(徳永 正道君**) 日程第3、議案第39号、上小学校屋根改修工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第39号、上小学校屋根改修工事請負契約の提携について、提案いたします。 提案理由を申し上げます。上小学校屋根改修工事請負契約の締結について。あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 出田教育課長。
- ●教育課長(出田 茂君) 議案第39号上小学校屋根改修工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。令和3年12月28日に指名競争入札によりまして、上小学校屋根改修工事につきまして、請負契約を締結するため、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。工事名は1に記載のとおり上小学校屋根改修工事。工事内容は2に記載のとおり屋根改修工事です。上小学校校舎の屋根は、平成6年度に大規模改修を実施しております。老朽化により雨漏りが発生しました。ここ数年間は部分的な修繕で対応しておりましたが、昨年5月校舎3階の2教室の使用が出来ないほどの雨漏りが生じ、従前のような修繕を試みましたが、部分的な補修では解決が出来ないほどに屋根材が老朽化していることが判明し、今回、全面的な屋根の改修を行うものでございます。工期は契約の日から令和4年5月31日までとして予定しております。予算は、12月定例議会におきまして明許繰越しております。契約金額は4に記載のとおり8,195万円です。契約の相手方は人吉市西間上町2,479番地1、丸昭建設株式会社代表取締役、松村陽一郎氏です。以上で説明を終わります。
- **◎議長(徳永 正道君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。 ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- ◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。日程第4 議案第40号
- **◎議長(徳永 正道君)** 日程第4、議案第40号、あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負変更契約の締結 についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第40号、あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負変更契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和3年6月11日の令和3年度あさぎり町議会第1回議会において議決されたあさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負契約について、請負変更契約を締結する必要が生じたので、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。これが議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 山内総務課長。
- ●総務課長(山内 悟君) はい。それでは、あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負変更契約の締結につきまして説明申し上げます。1、工事名、あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事。2、工事内容、建築工事、(外壁改修)、3、工事場所、球磨郡あさぎり町免田東地内、4、契約金額、変更前5,940万円。変更後、6,299万6,923円。今回変更による増額359万6,923円。5、契約の相手方、球磨郡あさぎり町免田東1,772青木建設株式会社代表取締役、満石良彦。今回の変更契約につきましては主なものとしまして、タイル撤去後のサッシ周りの水切り等の金属工事の追加、また、タイル撤去後に判明しました下地モルタルの補修工事の追加や、左官工事の追加、タイル付きモルタルがらの処分料の追加などが主な変更内容となります。説明は以上となります。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
 ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第5、議案第41号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第7号について を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第41号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第7号について提案いたします。令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第7号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,593万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億732万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 田中財政課長。
- ●財政課長(田中 伸明君) はい。それでは議案第41号について御説明申し上げます。2ページの続きを

読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。 第3条地方債の変更は、第3表地方債補正による。5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正で す。今回、1事業について繰越の追加をお願いするものでございます。内容につきましては担当課より御説 明申し上げます。次のページをお願いいたします。第3表地方債補正です。農林水産施設災害復旧事業につ きまして限度額の変更を行うものでございます。詳細につきましては、担当課のほうから御説明申し上げま す。9ページをお願いいたします。歳入でございます。1番上の枠の目1地方交付税ですが、今回の補正予 算の財源調整として普通交付税で調整するものでございます。財政課所管分は以上でございます。

◎議長(徳永 正道君) 企画政策課長。

●企画政策課長(船津 宏君) はい。それでは、第7号補正予算の企画政策課所管分について説明をいたし ます。5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正で追加分で、番号1の総務費総務管理費の住民 記録システム改修事業です。住民基本台帳法の一部改正に伴うマイナンバーを利用した転出転入手続のワン ストップ化に向けた住民記録システム改修費について、令和4年度当初予算に計上予定をしておりましたが、 システム改修費に係る国の補助金について、令和4年度の概算要求から令和3年度の補正予算に変更となり、 県を通じて各自治体へ令和3年度に予算措置し、繰り越しの手続をするよう通知があったことから、今回繰 越明許費補正に計上するものです。9ページをお願いいたします。歳入です。2番目の枠の1番上の欄、目 1総務費国庫補助金の節2社会保障税番号システム整備費補助金です。先ほど繰越明許費補正で説明をいた しました、住民基本台帳法の一部改正に伴うマイナンバーを利用した転出転入手続のワンストップ化に向け た住民記録システム改修費について補助額を計上するものです。10ページをお願いいたします。上の枠、 目1指定寄附金の節1指定寄附金でふるさと寄附金です。ふるさと寄附金につきましては、当初予算で2億 円を計上しておりますが、寄附額が順調に推移をしており、既に2億円を超えていることと、毎年年末にか けて寄附額が多くなることなどを勘案して、今回5,000万円を増額補正するものです。次に11ページ をお願いいたします。歳出の説明をいたします。上の枠の1番上の欄、目8電子計算費、節12委託料は、 歳入で説明いたしました住民記録システムの改修委託料となります。その下の欄、目14基金費の節24積 立金も歳入で説明をいたしましたふるさと寄附金の伸びによる5,000万円の増額を受けて基金積立金に 計上するものです。この寄附額の増額を受けて、その下の欄目17ふるさと寄附対策費についても、相応分 の増額補正を行います。節7報償費としてふるさと寄附の返礼品分を増額分の40%と、損料を見込んだ額 を計上をしております。その下節12の委託料は、ポータルサイトの業務委託料を寄附額の増に応じた率分 を増額計上するものです。以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(蓑田 輝幸君) はい。生活福祉課所管分の補正予算につきまして説明をいたします。9ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。2枠目、2段目の節3子育で世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金ですが、昨年12月から児童1人当たり10万円の給付金のうち5万円の先行給付を行っておりますが、その対象者への追加給付金5万円の給付を実施するために、その給付費200、失礼しました。2,380名分と事務費を受け入れるものでございます。その下、節4子育で世帯等臨時特別支援事業費補助金は、住民税非課税世帯と生活困窮世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給する事業費として、給付費2,246世帯分と事務費を受け入れるものでございます。11ページをお願いいたします。歳出となります。2枠目、目8子育で世帯等臨時特別支援事業費でございますが、節3職員手当等から、節12委託料までを事務費としまして285万9,000円。節18負担金補助及び交付金に2,246世帯分の給付金としまして、2億2,460万円を計上するものでございます。その下、目9大学生等への臨時特別給付金

給付事業費でございます。本町に在住の扶養義務者が扶養する大学生等に1人当たり10万円を支給するもので、節3職員手当等から節11役務費までを事務費としまして27万3,000円。12ページになりますが、1枠目、節18負担金補助及び交付金としまして、給付金200名分の2,000万円を計上するものでございます。2枠目、目7子育で世帯への臨時特別給付金給付事業費でございますが、高校生以下の児童に対して1人当たり5万円を追加給付するもので、節3職員手当等から節12委託料までを事務費として52万9,000円。節18負担金補助及び交付金としまして、給付金2,380名分の1億1,900万を900万円を計上するものでございます。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

- ◎議長(徳永 正道君) 万江農林振興課長。
- ●農林振興課長(万江 幸一朗君) それでは、農林振興課所管分の御説明を申し上げます。まず、歳入になります。9ページをお願いいたします。2段目の枠最下段、目5災害復旧費補助金の林道施設災害復旧費補助金は、令和3年8月の豪雨により被災しました1ヶ所分の国庫補助金を受け入れるものになります。次に最下段の枠、目4農林水産事業費県補助金の土地利用型農業支援事業補助金は、メニューの地域営農組織育成支援ということで、導入機械が主に大豆の収穫を行う40馬力の普通コンバイン1台、県単独の補助事業で、税抜事業費の2分の1を受け入れるものになります。次に10ページをお願いいたします。2段目の枠、目6災害復旧債の節1農林水産施設災害復旧事業債は、林道施設災害復旧に係る分の起債となります。次に、12ページをお願いいたします。歳出になります。最下段の枠、目8水田農業経営確立対策事業費節18の土地利用型農業競争力強化支援事業補助金は、歳入で説明をいたしました1件の受託組織に対し支出するものになります。13ページをお願いいたします。目2林業施設災害復旧費の工事請負費は、歳入で説明をいたしました分1ヶ所分の復旧費用となります。以上、農林振興課所管分の説明を終わります。
- ◎議長(徳永 正道君) 山内総務課長。
- ●総務課長(山内 悟君) はい。それでは総務課より今回の補正における給与費明細の説明を申し上げます。 14ページをお願いいたします。今回は特別職の補正はございません。次に、一般職の給与費について説明いたします。15ページをお願いいたします。一般職におきましては、会計年度任用職員以外の職員分として、生活福祉課の子育て世帯等臨時特別支援事業などにおける時間外手当を補正しております。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりであり、補正による補正後補正前の額は格段のとおりでございます。次に16ページをお願いいたします。今回の補正の増減額の明細でございますが、今回の補正は時間外手当によるものであることから、その事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で給与費明細についての説明を終わります。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
 ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第41号は原案のとおり可決されました。日程第6 議案第42号

日程第6、議案第42号、あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由

の説明を求めます。町長。

- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第42号、あさぎり町ヘルシーランド指定管理者の指定について提案いたします。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。
- ●生活福祉課長(蓑田 輝幸君) はい。あさぎり町ヘルシーランドの指定管理者の指定についてでございます。施設の名称、あさぎり町ヘルシーランド、指定管理者所在地、あさぎり町上北277番地25、名称、株式会社勇工務店、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。以上です。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑ありませんか。小谷議員。
- ○議員(1番 小谷 節雄君) はい、本件につきましては、厚生常任委員会、それから全協等々で3回ほどいろいろ御説明等いただきました。その中でいろんな質疑意見等があったわけですが、トータル的に考えまして、議会が議決を求められる案件に対しましてその判断をするための情報開示につきまして非常にですね、いろんな法制度上の問題もあるにしましても、非常になかなか最後まで判断する材料が思うように御説明をいただけなかったというようなそういう認識を私今持っております。トータル的に制度上の問題があるにしてもですよ、いろんな参考資料、説明資料を説明をなかなかしていただけなかった。その理由と申しますか根本的なところですね。それは制度上の問題だけなのかなあというようなちょっと疑問を私持っておりますが、その点について何か御説明いただく部分がありましたらお願いをしたいと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) 町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) はい。今回は募集要項、それから選定基準に基づいて募集をし、そして選定させていただきました。その中で、提出された資料の著作権は提出者にあり、提出した企業の利益を損なうようなものは開示しないというあさぎり町の情報開示条例に基づいて行ったわけでございますが、いろいろと御意見等もいただきましたので、今回は募集要項、あるいは情報公開条例に基づいて執り行わせていただきました。今後ですね改善すべき点がありましたらまた全国のそういう事例も参考にしながら、また県の意見等も聞きながら改善すべき点がありましたら改善していきたいと考えているところです。
- ◎議長(徳永 正道君) ほかにございませんか。ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。小谷委員。
- ○議員(1番 小谷 節雄君) 今、質疑をちょっとさせていただきましたが、それを踏まえまして本件はですね指定管理という町長の行政執行権の一部に入るものであるというふうなことで、基本ですねその判断は尊重されるべきものであるという大前提がございますが、ただ私ども議会としましてもですね、議決事件として提案をいただく中で、その判断をするための責任は当然ございます。先ほど質疑の中でちょっと申し上げましたが、なかなかこの本会議以前の常任委員会、あるいは全協等々での説明の中で、スタートの段階からなかなか判断、我々が判断するための材料を御提示をなかなかいただけなかった。それは先ほど町長がおっしゃいました本町の条例等もございますが、ただその中で事業者さんの了解をいただければ、提示できるということで途中で事業計画の提案もござい、提示もございました。そして先ほど本会議開会直前の全協の

最後に、以前から求めておりました収支予算の総括表ということで1枚のペーパーをいただきました。これが総括表ですのでなかなか内容はまだこれわからないんですが、その中身を精査というか検討するもう間も結果的になかった。パッと今先ほど見た限りではですね町が示してる基本的な収支のデータと照らし合わせても、そんな大きな違いない。これがどれだけその事業収支上の改善を検討されたそういった有効な計画なのかというのはそこの判断もなかなかまだ私自身出来ておりません。そういうことでトータル的に結局は判断をするデータ不足ということで非常にこの案件は先ほど全協の中でも議論があっておりましたが、町民の方の関心も通常の指定管理の業務その時よりも比較してかなり関心を持たれている方々も多いというのもまた実情でございます。そういった中で判断を私どももするわけですが、先ほど言いましたようになかなか判断をする材料が不足しているというのが、今現在も私自身の偽らざる心境でございます。先ほど町長がおっしゃいました制度の問題の中で今回はこうやらざるを得なかったということをおっしゃいましたが、それを踏まえましても先ほどちょっと繰り返しになりますが、業者さん事業者さんの了解を得ればできる部分はあった。現に先ほど言いました最後にこの総括表も出していただきました。ということで、トータル的になかなか議論が進まなかったというのが、私の現状、現在の偽らざる心境でございます。よってなかなか現時点でですねこれに私なかなかああなるほどちゃんとした計画であるというような客観的な認識を持つに至っておりません。ということで、現時点で当案については私は反対という討論をさせていただきたいと思います。

◎議長(徳永 正道君) ほかにございませんか。賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- ◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第42号は原案のとおり可決されました。
- ◎議長(徳永 正道君) お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理に 資するものについては、要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- **◎議長(徳永 正道君**) 異議なしと認めます。したがって、条項字句数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。
- ◎議長(徳永 正道君) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年度あさぎり町議会第5回会議を閉会いたします。
- ●議会事務局長(山本 祐二君) 御起立ください。礼。

午前11時37分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 3 月 1 日

議 長 徳永正道

署名議員 永 井 英 治

署名議員 皆 越 てる子